

# ぐんま赤い糸プロジェクト事業実施要綱

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1条 この要綱は、群馬県（以下「県」という。）が行う「ぐんま赤い糸プロジェクト事業」（以下「あいぷろ」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 あいぷろは、少子化の要因の一つである未婚化・晩婚化に対する取組として、「あいぷろ協賛団体」及び「あいぷろフレンズ団体」の取組を県結婚・子育て応援ポータルサイト「ぐんまスマイルライフ」（以下「ポータルサイト」という。）に掲載して発信することを通じて、結婚を希望する独身者に出会いのきっかけを与え、かつ社会全体で結婚を応援する機運の醸成を図ることを目的とする。

### (定義)

第3条 「あいぷろ協賛団体」とは、本事業の趣旨に賛同し、第6条第3項の規定に基づき県から登録通知の交付を受けて、結婚を希望する独身者に対し、出会いの場となるパーティー、旅行、体験活動等の実施等、柔軟な発想による幅広い事業（以下、「イベント等」という。）を企画及び実施する者をいう。

2 「あいぷろフレンズ団体」とは、本事業の趣旨に賛同し、結婚を希望する独身者に対しイベント等を企画・実施する者のうち以下の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 県及び県内市町村

二 前号に掲げる者と共催または名義後援を受けてイベント等を実施する者

三 第1号に掲げる者からの委託または補助金の交付を受けてイベント等を実施する者

四 商工会議所、社会福祉協議会、農業協同組合など、県内に所在する公益を目的とする機関のうち県が認める者

五 県があいぷろフレンズ団体として特に認める者

3 「あいぷろイベント」とは、あいぷろ協賛団体が行うイベントのうち、別途県が定める「ぐんま赤い糸プロジェクトイベント実施ガイドライン」に基づき実施されるものであって県がポータルサイトに掲載することを適当と認めたものをいう。

4 「あいぷろフレンズイベント」とは、あいぷろフレンズ団体が行うイベントのうち、県がポータルサイトに掲載することを適当と認めたものをいう。

## 第2章 あいぷろ協賛団体について

### (登録対象)

第4条 あいぷろ協賛団体の登録対象は、独身者に対して自ら企画・運営するイベント等を提供することができる県内の企業・店舗・各種団体等（以下「企業等」という。）とし、次の各号に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- 一 関係法令及び本要綱に掲げる規定を遵守すること。
- 二 企業等の事業計画等に基づき、継続的な活動を実施していること。また、登録申込の時点において、設立から1年以上が経過していること。
- 三 宗教活動または政治活動を目的とした団体でないこと。また、特定の公職者（候補者を含む）または政党を推薦、支持もしくは反対することを目的とした団体でないこと。
- 四 暴力団等反社会的勢力またはその構成員の利益になる活動を行うものでないこと。
- 五 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」と呼ぶ。）第2条第1項（ただし、第5号に該当する営業を除く）及び第5項に該当する業務を営んでいないこと。
- 六 個人情報適切に管理できること。
- 七 本事業の実施において営利を求めないこと。
- 八 結婚相談所など、見合いまたは結婚のあっせん等の業務を主とする企業等ではないこと。

### （申込受付期間）

第5条 県は、あいぷろ協賛団体の登録申込を受け付ける期間を別途定める。

- 2 県は、前項の規定により受付期間を定めたときは、その期間及び必要な手続き等についてポータルサイト及び県ホームページに掲載する。

### （登録手続き）

第6条 あいぷろ協賛団体の登録を希望する者（以下「協賛登録申込者」という。）は、「ぐんま赤い糸プロジェクト協賛団体登録申込書」（様式第1号）及び「ぐんま赤い糸プロジェクト誓約書」（様式第2号）について、次の各号に掲げる添付書類を添えて県に提出することとする。

- 一 会社案内等協賛登録申込者の概要がわかる資料
  - 二 協賛登録申込者の登記簿謄本（写）またはこれに準ずるもの
  - 三 協賛登録申込者の定款等（写）またはこれに準ずるもの
  - 四 あいぷろイベントの実施計画案
  - 五 その他、協賛登録申込者の説明に必要な資料
- 2 登録料は無料とする。ただし、前項の規定による申込に必要な経費は、協賛登録申込者の負担とする。
  - 3 県は、第1項の規定により提出された申込書等の内容を審査し、あいぷろ協賛団体として適当であると認めるときは、協賛登録申込者に対し「ぐんま赤い糸プロジェクト協賛団体登録決定通知書」（様式第3号）を交付する。
  - 4 県は、前項の規定による決定に際し、必要な条件を付することができる。
  - 5 県は、第3項の規定による審査に際して、申込書等の補正や協賛登録申込者に対するヒアリングあるいは現地調査等を行うことができる。
  - 6 協賛登録申込者は、前項の規定に基づき県が行う審査等に協力することとする。

### （登録期間）

第7条 あいぷろ協賛団体の登録期間は、毎年4月1日から1年間とする。ただし、年度

途中に登録された場合は、当該登録日から当該登録日が属する年度の翌年度の末日までとする。

- 2 あいぷろ協賛団体は、自らの登録期間を更新しようとするときは、登録期間の終了する日の1か月前までに「ぐんま赤い糸プロジェクト協賛団体継続届」（様式第4号）及び「誓約書」（様式第2号）を県に提出しなければならない。

### （登録情報の変更・辞退）

第8条 あいぷろ協賛団体は、自らの登録情報を変更しようとするときは、事前に「ぐんま赤い糸プロジェクト協賛団体変更届」（様式第5号）を県に提出しなければならない。

- 2 あいぷろ協賛団体は、自らの登録について辞退をしようとするときは、辞退予定日の1か月前までに、「ぐんま赤い糸プロジェクト協賛団体辞退届」（様式第6号）を県に提出しなければならない。

### （研修会）

第9条 県は、あいぷろ協賛団体の資質向上や効果的なあいぷろイベントの実施に向け、毎年度においてあいぷろ協賛団体等を対象とした研修会を開催することができる。

- 2 県は、前項の規定による研修会の開催を決定した場合には、遅滞なくあいぷろ協賛団体あて周知する。
- 3 あいぷろ協賛団体は、第1項の規定により県が開催する研修会に参加するよう努めなければならない。

### （登録の解除）

第10条 県は、あいぷろ協賛団体が次の各号に該当すると認められる場合には、当該あいぷろ協賛団体の登録を解除することができる。

- 一 本要綱の規定に反する行為があったとき。
  - 二 社会的信用を損なうおそれがあるなど、あいぷろ協賛団体として不適切な行為があったとき。
  - 三 相当の期間において、あいぷろイベントの開催実績がないとき。
  - 四 相当の期間において、第9条の規定による研修会への参加がないとき。
- 2 県は、前項の規定によりあいぷろ協賛団体の登録を解除した場合には、その旨を速やかに当該企業等に通知しなければならない。
  - 3 第1項第1号及び第2号により登録を解除された企業等は、第6条第1項による申込をすることができない。

### （情報発信）

第11条 県は、あいぷろ協賛団体の名称、住所及び企業等の概要について、県ホームページ及びポータルサイトに掲載することができる。

## 第3章 イベント等について

### （あいぷろイベントの企画・実施）

第12条 あいぷろ協賛団体は、別途県が定める「ぐんま赤い糸プロジェクトイベント実

施ガイドライン」に基づき、あいぷろイベントを企画・実施しなければならない。

### **(イベント等のポータルサイトへの掲載)**

- 第13条 あいぷろ協賛団体及びあいぷろフレンズ団体は、実施するイベント等の情報について、ポータルサイトへの掲載を希望する場合は、日程が決まった時点で県に報告するとともに、掲載希望日の1週間以上前に「ぐんま赤い糸プロジェクトイベント実施計画書」(様式第7号)を県に提出しなければならない。
- 2 県は、前項の規定に基づく申出を審査し、掲載することが適当と認めた場合には、当該イベント等の情報をポータルサイトに掲載しなければならない。
  - 3 県は、前項の規定に基づく掲載に当たり、必要に応じて掲載する内容を修正もしくは掲載する内容の修正を当該イベント等の主催者に求めることができる。
  - 4 県は、あいぷろ協賛団体のイベント開催希望日が重複した場合に日程の変更を求めることができる。
  - 5 県は、イベント開催希望日が重複した場合、原則県への報告が早かった団体を優先して掲載を認めるが、イベント開催件数等を踏まえて別の団体を優先することもできる。
  - 6 あいぷろ協賛団体は、あいぷろイベントがポータルサイトで公開される前に、その他の方法で広報を行ってはならない。

### **(掲載中のイベント等の情報)**

- 第14条 あいぷろ協賛団体及びあいぷろフレンズ団体は、ポータルサイトに掲載されている自らが実施するイベント等の情報について、募集終了や開催中止等の表示を県に求めることができる。
- 2 県は、前項の規定に基づく申出が適当であると認めたときは、これに対応しなければならない。
  - 3 第1号及び前号の規定にかかわらず、県は必要に応じて、ポータルサイトに掲載しているあいぷろイベント及びあいぷろフレンズイベントの情報を修正もしくは掲載を取りやめることができる。
  - 4 県は、前項の規定による修正もしくは掲載の取りやめを行った場合には、当該イベント等の主催者に対し速やかにその旨を通知する。

### **(参加者アンケートの実施)**

- 第15条 あいぷろ協賛団体は、あいぷろイベントの参加者に対しアンケートを実施しなければならない。
- 2 前項の規定による参加者アンケートの設問項目は、県が指定する。
  - 3 あいぷろ協賛団体は、第1項及び前項の規定による参加者アンケートを実施した場合は、その回答を回収し、県が指定する方法で県に提出しなければならない。

### **(イベント実施結果報告書)**

- 第16条 あいぷろ協賛団体は、イベント終了後、2週間以内に「ぐんま赤い糸プロジェクトイベント実施結果報告書」(様式第8号)を県に提出しなければならない。

## **第4章 その他**

### **（県による広報）**

第 17 条 県は、必要に応じて本事業及びイベント等についてポータルサイト以外でも周知広報を行う。

### **（県による調査等）**

第 18 条 県は、少子化対策の一層の推進やあいふろの適正かつ円滑な実施を目的として、事業の実施状況等について随時調査することができる。

2 県は、前項の調査を実施するにあたり必要な協力をあいふろ協賛団体に求めることができる。

3 あいふろ協賛団体は、第 1 項の規定による県の調査に協力しなければならない。

### **（個人情報の保護）**

第 19 条 あいふろ協賛団体があいふろの実施に当たって知り得た個人情報は、当該団体の責任の下で厳重に管理し、本人の承諾を得ずに他の目的に利用してはならない。

2 あいふろ協賛団体は、個人情報の保護について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に規定する内容及び「別記 個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

### **（成婚報告）**

第 20 条 県は、あいふろイベント（あいふろフレンズイベントは対象外）で出会い、成婚された方のうち、「ぐんま赤い糸プロジェクト成婚報告書」（様式第 9 号）を提出された方へお祝いを送ることとする。

### **（委任）**

第 21 条 この要綱に定めるもののほか、あいふろの実施に関し必要な事項は、県が別に定める。

### **附 則**

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

## 別記

# 個人情報取扱特記事項

### （基本的事項）

第1 協賛団体は、個人情報の保護の重要性を認識し、このプロジェクトによる事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

### （秘密の保持）

第2 協賛団体は、このプロジェクトによる事務に関して知ることができた個人情報を他に知らせてはならない。このプロジェクトが終了し、又は辞退した後においても、同様とする。

### （取得の制限）

第3 協賛団体は、このプロジェクトによる事務を処理するために個人情報を取得するときは、事務の目的を明確にするとともに、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

### （利用及び提供の制限）

第4 協賛団体は、県の指示があるときを除き、このプロジェクトによる事務に関して知ることができた個人情報をプロジェクトの目的以外の目的のために利用し、又は県の承諾なしに第三者に提供してはならない。

### （適正管理）

第5 協賛団体は、このプロジェクトによる事務に関して知ることができた個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### （作業場所の特定等）

第6 協賛団体は、本社またはそれと同等の機能をもつ場所において、このプロジェクトによる事務に係る個人情報を取り扱わなければならない。

2 協賛団体は県が承諾したときを除き、前項の作業場所から、このプロジェクトによる事務を処理するため、県から提供を受け、又は協賛団体自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

### （複写又は複製の禁止）

第7 協賛団体は、このプロジェクトによる事務を処理するために県から引き渡された個人情報が記録された資料等を、県の承諾なしに複写し又は複製してはならない。

### （委託の禁止）

第8 協賛団体は、書面による県の許諾を得たときを除き、このプロジェクトによる個人情報取扱事務について、第三者にその処理を委託（委託先が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）してはならない。

2 協賛団体は、県の許諾により、第三者にこのプロジェクトによる個人情報取扱事務を委託する場合

には、県が協賛団体に対して求めた個人情報の保護に必要な措置と同様の措置を当該第三者に求めるものとする。

- 3 前項の場合、協賛団体は、委託の相手方がこのプロジェクトに基づく一切の義務を遵守するよう監督するとともに、協賛団体と委託の相手方との契約内容にかかわらず、県に対して委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。
- 4 協賛団体は、県の許諾により、第三者にこのプロジェクトによる個人情報取扱事務を委託する場合には、協賛団体及び当該第三者がこの特記事項を遵守するために必要な事項並びに県が指示する事項について、当該第三者と約定しなければならない。
- 5 前4項の規定は、委託先が再委託を行う場合以降も同様とする。

#### (資料等の返還等)

第9 協賛団体は、県が別に指示したときを除き、このプロジェクトによる事務を処理するため、県から提供を受け、又は協賛団体自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、このプロジェクト終了後、直ちに県に返還し、又は引き渡すものとする。

また、群馬県が別に指示したときは、速やかにその指示に従うものとする。

- 2 協賛団体は、県の指示により個人情報が記録された資料等を削除又は廃棄する場合には、資料の溶解等復元できない手段で確実に廃棄等するとともに、廃棄等したことについて遅滞なく県に書面により報告するものとする。

#### (従事者への周知及び監督)

第10 協賛団体は、このプロジェクトによる事務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その事務に関して知ることができた個人情報をみだりに他に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護のために必要な事項を周知するとともに、このプロジェクトによる事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

#### (派遣労働者の利用時の措置)

第11 協賛団体は、このプロジェクトによる事務を派遣労働者に行わせる場合は、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。その場合の守秘義務の期間は、第2に準ずるものとする。

- 2 協賛団体は、派遣労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、県に対して、派遣労働者による個人情報の処理に関する結果について責任を負うものとする。

#### (立入調査)

第12 県は、必要があると認めるときは、協賛団体がこのプロジェクトによる事務を処理するに当たり、作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理及び委託先の監督の状況について随時調査し、又は定期的な報告を求めることができる。

#### (事故報告)

第13 協賛団体は、このプロジェクトによる業務に関して個人情報の漏えい、滅失及びき損等個人情報の適正な管理に反する事故・事件が発生した場合は、速やかに被害を最小限にするための措置を講

ずるとともに、書面により県に報告し、県の指示に従わなければならない。

(協賛登録の解除)

第14 県は、協賛団体がこの特記事項に定める義務を果たさない場合は、協賛団体登録を解除することができるものとする。

2 乙は、前項の規定に基づく協賛団体登録の解除により損害を被った場合においても、県にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第15 協賛団体がこの特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより県が損害を被った場合には、協賛団体は、県にその損害を賠償しなければならない。